請願第１８号	受理年月日	平成２８年３月１８日
付託委員会	経済港湾委員会	
紹介議員	波田千賀子	
請願者	門司区社ノ木一丁目４－17 北九州社労行政事務所 社会保険労務士・行政書士　廣川　幸光　外１名	
件名	農地法第44条に基づく支障の除去等について	

要　旨

門司区大字畑の、私たちの自宅のそばにある約２ヘクタールの田は、ここ10数年来、耕作が放棄され、セイタカアワダチソウ等が繁茂し、近くの山からイノシシがおりて来て巣くい、周辺の田畑を荒らすなど、相当の被害をこうむっている。

これまで、地元の農業委員を通じて農業委員会、農政事務所及び本庁農林課に善処を要請してきたが、らちが明かない。

この状況は、農地法施行令第34条第１項第１号に定める「農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は草木の生息又は成育」に該当し、農地法第44条第１項に定める「支障の除去等の措置」を命ずるべきものである。

ついては、北九州市長は、可及的速やかに行政代執行法に基づく代執行を行っていただきたい。